

【先取特権】(教科書344～355頁)

Q28 先取特権制度の意義と種類、問題点につき論じなさい。

1 先取特権の意義と機能

- ・ 定義：303条。種々の理由から法律が優先弁済権を与えて一定の債権を強化するもの
- ・ 特徴 非占有担保、目的物との結びつきや公示は必ずしも必要でない
→一般債権者を害するとの批判あるが、特別法は多種多様な先取特権を認める。

- ・ 優先権付与の根拠：**多様な政策的配慮**

【例】 公平の確保 - 共益費用の先取特権（306条1号） 弱小債権者への社会政策的配慮 - 雇人給料の先取特権（306条2号） 債務者に必要な給付を行う契約の促進 - 葬儀費用の先取特権（306条3号） 特定産業振興 - 種苗肥料供給の先取特権（311条7号） 公平の見地からの黙示の担保意思 - 不動産賃貸の先取特権（311条1号） 公益的収入の確保 - 租税債権等、担保設定手続の省略（→金融の円滑化） - 特殊法人などの債権・社債等

- ・ 大戦以後高度成長期にかけての経済政策がらみの立法が多い（ ）

2 先取特権の種類と要件

（ 一般先取特権債務者の**全責任財産**が対象。4種（306条）
 特別の先取特権 （ 動産先取特権**特定動産**が対象。8種（311条）
 不動産先取特権**特定不動産**が対象。3種（325条）

(1) 一般先取特権

共益費用の先取特権（307条2項参照）

雇人給料の先取特権（308条）

：民法上は6か月（退職金・ボーナスもこの範囲）だが商295条、有46条2項で拡大。

葬式費用の先取特権（309条）

日用品供給の先取特権（310条）

租税（税徴14条以下、地方税14条以下） 国や地方公共団体の徴収金（自治231条の3） 公法人の徴収金（区画整理41条） 社会保険料など（健保11条の3）

特殊会社や公団等の社債または債券（放送42条など）

(2) 動産先取特権

- { 群：不動産賃貸・旅店宿泊・運輸・公吏保証金の先取特権 - 黙示の担保意思
群：動産保存・動産売買の先取特権 - 公平
群：種苗肥料供給・農工業労役の先取特権 - 公平 + 農業振興策or弱小債権者保護

不動産賃貸の先取特権（312条）

- ・発生時期に限定（2ないし3期分。315条）。敷金があれば不足分のみ（316条）。
- ・賃借人が賃借建物に持ち込んだ金銭・有価証券・宝石類・商品にも及ぶ（大判大3年7月4日民録20輯587頁、大判昭18年3月6日民集23巻147頁）
- ・目的物の範囲の拡大（314条、319条 - 準善意取得）

動産売買の先取特権（322条）

- ・売主が目的物の引渡しを先履行している場合に有用

(3) 不動産先取特権 略

3 先取特権の効力と消滅

(1) 優先弁済権（303条）

(ア) 物上代位（304条） - 実際には動産売買先取特権のみ - 消滅（333条）の代償措置
実行手続 「払渡又ハ引渡」前の差押えを要する

- ・他の債権者の差押え後も配当要求の終期までに差押え手続きをとれば優先できる（最判昭60年7月19日民集39巻5号1326頁）。
- ・債務者が破産した後にも行使できる（最判昭59年2月2日民集38巻3号431頁）。
- ・目的債権の債権譲渡や転付命令があれば消滅 - 追及効がないから（上記2最判）。
最判平10年1月30日民集52巻1号1頁の影響がどうなるかは不明確

(イ) 担保される被担保債権の範囲 利息・損害金は2年分（341→374条）

(ウ) 先取特権の実現方法 - 競売申立か配当要求（民執51・133・154条）

- ・動産に対する執行：目的物の提出か占有者の承諾証明文書を要す（民執190条）。
→債権者が占有をしていない多くの先取特権では、権利の保全手段が問題。
- ・債権等に対する執行：担保権存在証明文書の提出する債権執行（民執193条）。

(エ) 目的物所有者の倒産

- ・一般先取特権者→優先的破産債権（破39条）・優先的更生債権（会更228条）
- ・特別の先取特権者→別除権（破92条）・更生担保権（会更123条1項）。

(2) 一般先取特権の効力の制限（335条） - 違反には執行異議（民執11条・182条）

(3) 先取特権の消滅

不動産先取特権 - 抵当権に準じ、代価弁済・滌除でも消滅

動産先取特権 - 目的物が第三者に引き渡されれば消滅（333条）

- 債務者の処分権の保障（第三者の善意・悪意を問わない）取引安全の確保
占有改定を含む（大判大正6年7月26日民録23輯1203頁）。

4 先取特権相互や他の担保権との優劣関係

Q29 商店Sが多額の負債を抱えて事実上倒産した。Sには土地建物と商品・売掛金の財産があり、土地建物の抵当権者H、国公共団体K、在庫商品の譲渡担保権者G₁、商品の売主V、従業員Wや一般債権者G₂がいる。債権者間の優先関係はどうなるか。概要を説明しなさい。

(1) 先取特権の優劣関係決定の特殊性

- ・先取特権を認める政策的根拠が多様なので、成立時期・対抗要件の先後とは異なり、複雑な基準が錯綜。

【参考文献】 尾崎三芳「特別法による先取特権」『金融担保法講座』257頁以下

(2) 先取特権の種類ごとの優劣関係

強制執行費用・滞納処分費・競売費用等（民執84・139・188・192条、税徴9・19条、地方税14条の2）

租税や公の徴収金・社会保険料（税徴8条、地方税14条）

共益費用の先取特権（329条2項但書、330条2項後段、331条1項。307条2項も参照）

特別の先取特権は、～ の場合を除いて、一般先取特権より優先（329条2項）

同順位の先取特権は平等。被担保債権額で按分弁済（332条）

(3) 各先取特権相互と他の担保権との優劣関係

(ア) 一般先取特権

- ・一般先取特権相互間 - 306条に定める順（329条1項）
- ・抵当権やこれに準じる不動産質権との優劣

原則 とともに登記があれば登記の順（177条）だが、**両者とも未登記なら一般の先取特権が優先（336条）**。←講義で訂正したようですが誤っていませんでした！

例外 **税金債権の優遇** - 税金の法定納期限後に成立した他の先取特権や対抗要件を備えた約定担保物権よりも、税金債権が優先する。

(イ) 動産先取特権

- ・動産先取特権相互（330条）

原則 群、動産保存の先取特権、その他

例外 も債権取得時に の存在を知っていた場合や自分の利益になった動産の保存行為の先取特権には劣後（同条2項）。なお3項も参照。

- ・動産質権との関係

意思推測に基づく第一順位の動産先取特権と同順位（334条）

譲渡担保との優劣関係

判例 先取特権消滅説 - 譲渡担保を所有権移転という法形式に重点を置いて理解し、333条に基づき先取特権は消滅する（動産売買先取特権と集合動産譲渡担保の関係が問題になった事例につき最判昭62年11月10日民集41巻8号1559頁）

学説 成立順説、譲渡担保優先説（334条類推：譲渡担保が優先するが先取特権は消滅せず、担保価値の残余があれば先取特権も一般債権者には優先）流動譲渡担保の固定化時点を基準とする説（それ以前なら先取特権優先）319条類推説など

(ウ) 不動産先取特権 325条に定める順

- ・同一不動産の転々売買で不動産売買先取特権が複数成立する場合には時間的に前の売買によるものが優先（331条）
- ・不動産保存・工事の先取特権は、登記によって保存される限り、先に登記された抵当権にも優先（339条）